

条 例 議 案 の 概 要

—令和元年12月定例会—

目 次

議案第 120 号 盛岡市部等設置条例の一部を改正する条例について	1
議案第 121 号 盛岡市都市公園条例の一部を改正する条例について	7
議案第 122 号 盛岡市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律 第 9 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について	
	10
議案第 123 号 盛岡市母子臨時児童扶養等資金及び父子臨時児童扶養資金の貸付けに係る償還 の免除に関する条例について	13
議案第 124 号 盛岡市公民館条例の一部を改正する条例について	14
議案第 125 号 盛岡市立学校に関する条例の一部を改正する条例について	18

議案第120号

盛岡市部等設置条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

交流推進部を設置するとともに、商工観光部を商工労働部に改めようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 部等の設置規定に交流推進部を加える。
- (2) 交流推進部の分掌事務は、次のとおりとする。
 - ア 都市間交流に関すること。
 - イ 國際交流に関すること。
 - ウ 芸術文化に関すること。
 - エ スポーツに関すること。
 - オ 観光に関すること。
- (3) 観光業務の交流推進部への移管に伴い、商工観光部を商工労働部に改める。

3 施行期日

令和2年4月1日

4 その他

附則において次に掲げる改正を行う。

- (1) 盛岡市観光審議会条例（昭和38年条例第10号）を改正し、盛岡市観光審議会の庶務担当部を商工観光部から交流推進部に改める。
- (2) 盛岡市工場等設置奨励条例（昭和63年条例第23号）を改正し、盛岡市工場等設置奨励委員会の庶務担当部を商工観光部から商工労働部に改める。
- (3) 盛岡市スポーツ推進審議会条例（平成23年条例第57号）を改正し、盛岡市スポーツ推進審議会の庶務担当部を市民部から交流推進部に改める。
- (4) 盛岡市芸術文化推進審議会条例（平成30年条例第20号）を改正し、盛岡市芸術文化推進審議会の庶務担当部を市民部から交流推進部に改める。

盛岡市部等設置条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市部等設置条例 昭和33年6月20日条例第21号 改正 路 <u>令和元年12月一日条例第一号</u> 盛岡市部等設置条例 (起旨)	○盛岡市部等設置条例 昭和33年6月20日条例第21号 改正 路 盛岡市部等設置条例 (起旨)
第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務に関する必要な事項を定めるものとする。 (設置)	第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務に関する必要な事項を定めるものとする。 (設置)
第2条 市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の公室、部及び事務所を置く。 市長公室 総務部 財政部 <u>市民部</u> <u>交通推進部</u> 環境部 保健福祉部 子ども未来部 <u>商工労働部</u> 農林部 建設部 都市整備部 玉山総合事務所 (分掌事務) 第3条 公室、部及び事務所の分掌事務は、次のとおりとする。	第2条 市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の公室、部及び事務所を置く。 市長公室 総務部 財政部 <u>市民部</u> 環境部 保健福祉部 子ども未来部 <u>商工観光部</u> 農林部 建設部 都市整備部 玉山総合事務所 (分掌事務) 第3条 公室、部及び事務所の分掌事務は、次のとおりとする。

改正後	改正前
(1) 市長公室 ア 市行政の総合的な企画及び重要施策の調整に関すること。 イ 統計に関すること。 ウ 広聴及び広報に関すること。 エ 自治体経営に関すること。 オ 秘書に関すること。	(1) 市長公室 ア 市行政の総合的な企画及び重要施策の調整に関すること。 イ 統計に関すること。 ウ 広聴及び広報に関すること。 エ 自治体経営に関すること。 オ 秘書に関すること。
(2) 総務部 ア 条例、規則、文書及び事務能率に関すること。 イ 情報化施策の企画及び調整に関すること。 ウ 危機管理に関すること。 エ 行政組織に関すること。 オ 職員に関すること。 カ 公有財産に関すること。 キ 消防団及び防災に関すること。 ク その他公室、他部及び事務所の主管に属しない事項に関すること。	(2) 総務部 ア 条例、規則、文書及び事務能率に関すること。 イ 情報化施策の企画及び調整に関すること。 ウ 危機管理に関すること。 エ 行政組織に関すること。 オ 職員に関すること。 カ 公有財産に関すること。 キ 消防団及び防災に関すること。 ク その他公室、他部及び事務所の主管に属しない事項に関すること。
(3) 財政部 ア 予算その他財務に関すること。 イ 工事検査に関すること。 ウ 市税及び市税外歳入に関すること。 エ 諸会に関すること。	(3) 財政部 ア 予算その他財務に関すること。 イ 工事検査に関すること。 ウ 市税及び市税外歳入に関すること。 エ 諸会に関すること。
(4) 市民部 ア 市民活動に関すること。 イ 交通安全に関すること。 ウ 男女共同参画に関すること。 エ 消費生活及び計量に関すること。	(4) 市民部 ア 市民活動に関すること。 イ 交通安全に関すること。 ウ 男女共同参画に関すること。 エ 消費生活及び計量に関すること。 オ スポーツに関すること。 カ 文化に関すること。 キ 國際交流に関すること。

改正後	改正前
<p>オ 戸籍及び住民の記録に関すること。 カ 国民健康保険に関すること。 キ 国民年金に関すること。 ク その他市民生活に関すること。</p> <p>(5) <u>交流推進部</u> ア <u>都市間交流に關すること。</u> イ <u>国際交流に關すること。</u> ウ <u>芸術文化に關すること。</u> エ <u>スポーツに關すること。</u> オ <u>観光に關すること。</u></p> <p>(6) 環境部 ア 環境施策の企画及び調整に関すること。 イ 環境保全及び公害防止に關すること。 ウ 廃棄物処理及び清掃に關すること。</p> <p>(7) 保健福祉部 ア 保健衛生に關すること（環境部及び子ども未来部の主管に屬するものを除く。）。 イ 社会福祉に關すること（子ども未来部の主管に屬するものを除く。）。 ウ 社会保障に關すること（市民部及び子ども未来部の主管に屬するものを除く。）。</p> <p>(8) 子ども未来部 ア 子ども・子育て支援に關すること。 イ 青少年に關すること。 ウ 母子保健に關すること。 エ その他子どもに關すること（保健福祉部の主管に屬するものを除く。）。</p> <p>(9) 商工労働部 ア 商業及び工業に關すること。</p>	<p>ク 戸籍及び住民の記録に関すること。 オ 国民健康保険に関すること。 エ 国民年金に関すること。 サ その他市民生活に関すること。</p> <p>(5) <u>環境部</u> ア 環境施策の企画及び調整に関すること。 イ 環境保全及び公害防止に關すること。 ウ 廃棄物処理及び清掃に關すること。</p> <p>(6) 保健福祉部 ア 保健衛生に關すること（環境部及び子ども未来部の主管に屬するものを除く。）。 イ 社会福祉に關すること（子ども未来部の主管に屬するものを除く。）。 ウ 社会保障に關すること（市民部及び子ども未来部の主管に屬するものを除く。）。</p> <p>(7) 子ども未来部 ア 子ども・子育て支援に關すること。 イ 青少年に關すること。 ウ 母子保健に關すること。 エ その他子どもに關すること（保健福祉部の主管に屬するものを除く。）。</p> <p>(8) <u>商工観光部</u> ア 商業及び工業に關すること。</p>

改正後	改正前
<p>イ 物産に關すること。 ウ 労働に關すること。 エ 流通に關すること（農林部の主管に屬するものを除く。）。 オ その他産業に關すること（農林部の主管に屬するものを除く。）。</p> <p>(10) 農林部 ア 農林水産業に關すること。 イ 卸売市場に關すること。</p> <p>(11) 建設部 ア 道路に關すること。 イ 河川、灌渠（きょう）等に關すること（総務部の主管に屬するものを除く。）。 ウ 交通施策に關すること（市民部の主管に屬するものを除く。）。 エ 用地の取得に關すること。 オ 住宅及び営繕に關すること。 カ その他建設に關すること。</p> <p>(12) 都市整備部 ア 都市計画に關すること（他部の主管に屬するものを除く。）。 イ 公園及び緑地に關すること。 ウ 建築指導に關すること。 エ 土地区画整理に關すること。 オ 市街地の再開発に關すること。</p> <p>(13) 玉山総合事務所 旧玉山区の地域に關すること。</p> <p>附 則 附 則（令和元年条例第1号） （施行期日） 1. この条例は、令和2年4月1日から施行する。 （盛岡市観光審議会条例の一部改正） 2. 盛岡市観光審議会条例（昭和38年条例第10号）の一部を次のように改正</p>	<p>イ 観光及び物産に關すること。 ウ 労働に關すること。 エ 流通に關すること（農林部の主管に屬するものを除く。）。 オ その他産業に關すること（農林部の主管に屬するものを除く。）。</p> <p>(9) 農林部 ア 農林水産業に關すること。 イ 卸売市場に關すること。</p> <p>(10) 建設部 ア 道路に關すること。 イ 河川、灌渠（きょう）等に關すること（総務部の主管に屬するものを除く。）。 ウ 交通施策に關すること（市民部の主管に屬するものを除く。）。 エ 用地の取得に關すること。 オ 住宅及び営繕に關すること。 カ その他建設に關すること。</p> <p>(11) 都市整備部 ア 都市計画に關すること（他部の主管に屬するものを除く。）。 イ 公園及び緑地に關すること。 ウ 建築指導に關すること。 エ 土地区画整理に關すること。 オ 市街地の再開発に關すること。</p> <p>(12) 玉山総合事務所 旧玉山区の地域に關すること。</p> <p>附 則 附 則</p>

改正後	改正前
<u>する。</u> <u>略</u> (盛岡市工場等設備規制条例の一部改正)	
3 盛岡市工場等設備規制条例(昭和63年条例第23号)の一部を次のように改正する。 <u>略</u> (盛岡市スポーツ推進審議会条例の一部改正)	
4 盛岡市スポーツ推進審議会条例(平成23年条例第57号)の一部を次のように改正する。 <u>略</u> (盛岡市芸術文化推進審議会条例の一部改正)	
5 盛岡市芸術文化推進審議会条例(平成30年条例第20号)の一部を次のように改正する。 <u>略</u>	

【附則第2項】盛岡市観光審議会条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市観光審議会条例 昭和38年3月27日条例第10号 改正 略 <u>令和元年12月 日条例第 号</u> 盛岡市観光審議会条例 第1条から第5条まで 略 (庶務) 第6条 審議会の庶務は、<u>交趾推進部</u>において処理する。 第7条 略 附 則 略 附 則 (令和元年条例第 号抄) (施行期日) 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>○盛岡市観光審議会条例 昭和38年3月27日条例第10号 改正 略 盛岡市観光審議会条例 第1条から第5条まで 略 (庶務) 第6条 審議会の庶務は、<u>商工観光部</u>において処理する。 第7条 略 附 則 略</p>

【附則第3項】盛岡市工場等設置奨励条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市工場等設置奨励条例 昭和63年7月1日条例第23号 改正 略 <u>令和元年12月 日条例第 号</u> 盛岡市工場等設置奨励条例 盛岡市工場設置奨励条例（昭和38年条例第9号）の全部を改正する。 第1条から第14条まで 略 第15条 委員会の庶務は、<u>商工労働部</u>において処理する。 第16条及び第17条 略 附 則 略 附 則（令和元年条例第 号抄） 1. この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>○盛岡市工場等設置奨励条例 昭和63年7月1日条例第23号 改正 略 盛岡市工場等設置奨励条例 盛岡市工場設置奨励条例（昭和38年条例第9号）の全部を改正する。 第1条から第14条まで 略 第15条 委員会の庶務は、<u>商工観光部</u>において処理する。 第16条及び第17条 略 附 則 略</p>

【附則第4項】盛岡市スポーツ推進審議会条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市スポーツ推進審議会条例 平成23年12月26日条例第57号 改正 略 <u>令和元年12月 日条例第 号</u> 盛岡市スポーツ推進審議会条例 盛岡市スポーツ振興審議会条例（昭和37年条例第19号）の全部を改正する。 第1条から第5条まで 略 (庶務) 第6条 審議会の庶務は、<u>交流推進部</u>において処理する。 第7条 略 附 則 略 附 則（令和元年条例第 号抄） 1. この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>○盛岡市スポーツ推進審議会条例 平成23年12月26日条例第57号 改正 略 盛岡市スポーツ推進審議会条例 盛岡市スポーツ振興審議会条例（昭和37年条例第19号）の全部を改正する。 第1条から第5条まで 略 (庶務) 第6条 審議会の庶務は、<u>市民部</u>において処理する。 第7条 略 附 則 略</p>

【附則第5項】盛岡市芸術文化推進審議会条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市芸術文化推進審議会条例 平成30年3月27日条例第20号 改正 令和元年12月一日条例第...号 盛岡市芸術文化推進審議会条例 第1条から第4条まで 略 (庶務) 第5条 審議会の庶務は、<u>交通指導課</u>において処理する。 第6条 略 附 則 略 附 則 (令和元年条例第...号抄) 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>○盛岡市芸術文化推進審議会条例 平成30年3月27日条例第20号 盛岡市芸術文化推進審議会条例 第1条から第4条まで 略 (庶務) 第5条 審議会の庶務は、<u>市民部</u>において処理する。 第6条 略 附 則</p>

議案第 121 号

盛岡市都市公園条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

盛岡市動物公園（以下「動物公園」という。）の指定管理者である公益財団法人盛岡市動物公園公社の指定期間が令和2年3月31日で満了となり、同日をもって同公社が解散することから、令和2年4月1日以降の新たな指定管理者の指定に合わせ、動物公園の指定管理に利用料金制を採用しようとするものである。

また、公募設置管理制度（Park-PFI）を活用した公園整備事業を実施するに当たり、都市公園を占用する場合の使用料を改めようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 動物公園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を、指定管理者の収入として收受させるものとする（利用料金制の採用）。
- (2) 動物公園の指定管理者は、利用料金を減免することができるものとする。
- (3) 都市公園を占用する場合の使用料の区分に、保育所その他の社会福祉施設を設ける場合の区分を加え、その額を1平方メートルまでごとに1月までごとに150円とする。

3 施行期日

- (1) 2-(3) 公布の日
- (2) 2-(1) 及び(2) 令和2年4月1日

盛岡市都市公園条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市都市公園条例 改正 略 <u>令和元年 月 日条例第 号</u> 盛岡市都市公園条例 盛岡市都市公園条例（昭和33年条例第11号）の全部を改正する。 第1条から第8条まで 略 (利用料金) 第8条の2 指定管理者が管理する動物公園及び都南中央公園プールの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入として收受させるものとする。この場合において、前条第2項及び第3項の規定は、適用しない。 2 利用料金の額は、前条第2項の使用料の額の範囲内で、あらかじめ市民の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。 3 第6条の2第3項の許可を受けた者は、同項の許可を受けた際に利用料金を支払わなければならない。 (使用料の減免) 第9条 市長（指定管理者が管理する動物公園及び都南中央公園プールにあつては、指定管理者。以下次条までにおいて同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料（指定管理者が管理する動物公園及び都南中央公園プールにあつては、利用料金。次条において同じ。）を減免することができる。 (1) 都市公園を法第9条に規定する事業のため占用するとき。 (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者（以下「障害者」という。）及び当該障害者の介護を行う者が動物公園の動物展示施設及び都南中央公園プールを使用するとき、障害者が	○盛岡市都市公園条例 改正 略 盛岡市都市公園条例 盛岡市都市公園条例（昭和33年条例第11号）の全部を改正する。 第1条から第8条まで 略 (利用料金) 第8条の2 指定管理者が管理する _____ 都南中央公園プールの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入として收受させるものとする。この場合において、前条第2項及び第3項の規定は、適用しない。 2 利用料金の額は、前条第2項の使用料の額の範囲内で、あらかじめ市民の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。 3 第6条の2第3項の許可を受けた者は、同項の許可を受けた際に利用料金を支払わなければならない。 (使用料の減免) 第9条 市長（指定管理者が管理する _____ 都南中央公園プールにあつては、指定管理者。以下次条までにおいて同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料（指定管理者が管理する _____ 都南中央公園プールにあつては、利用料金。次条において同じ。）を減免することができる。 (1) 都市公園を法第9条に規定する事業のため占用するとき。 (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者（以下「障害者」という。）及び当該障害者の介護を行う者が動物公園の動物展示施設及び都南中央公園プールを使用するとき、障害者が

改正後	改正前																														
市公園（動物公園の動物展示施設及び都南中央公園プールを除く。）を個人で使用するとき並びに都市公園（動物公園の動物展示施設を除く。）を障害者の福祉の増進に資するものと市長が認めたものに使用するとき（営利を目的とする場合を除く。）。 (3) 市の区域内に住所を有する65歳以上の者が動物公園の動物展示施設を使用するとき。 (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めたとき。 第10条から第17条まで 略 附 則 略 附 則（令和元年条例第 号） この条例中別表第2第2号の表に1項を加える改正規定は公布の日から、 第8条の2第1項及び第9条の改正規定は令和2年4月1日から施行する。 別表第1及び別表第1の2 略 別表第2（第8条関係） (1) 公園施設を設け、又は管理する場合の使用料	市公園（動物公園の動物展示施設及び都南中央公園プールを除く。）を個人で使用するとき並びに都市公園（動物公園の動物展示施設を除く。）を障害者の福祉の増進に資するものと市長が認めたものに使用するとき（営利を目的とする場合を除く。）。 (3) 市の区域内に住所を有する65歳以上の者が動物公園の動物展示施設を使用するとき。 (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めたとき。 第10条から第17条まで 略 附 則 略 別表第1及び別表第1の2 略 別表第2（第8条関係） (1) 公園施設を設け、又は管理する場合の使用料																														
(1) 公園施設を設け、又は管理する場合の使用料	(1) 公園施設を設け、又は管理する場合の使用料																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公園施設の設置</td> <td>1平方メートルまでごとに</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>公園施設の管理</td> <td>1年までごとに</td> <td>300円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	公園施設の設置	1平方メートルまでごとに	150円	公園施設の管理	1年までごとに	300円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公園施設の設置</td> <td>1平方メートルまでごとに</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>公園施設の管理</td> <td>1年までごとに</td> <td>300円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	公園施設の設置	1平方メートルまでごとに	150円	公園施設の管理	1年までごとに	300円												
区分	単位	金額																													
公園施設の設置	1平方メートルまでごとに	150円																													
公園施設の管理	1年までごとに	300円																													
区分	単位	金額																													
公園施設の設置	1平方メートルまでごとに	150円																													
公園施設の管理	1年までごとに	300円																													
(2) 都市公園を占用する場合の使用料	(2) 都市公園を占用する場合の使用料																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電柱及び電話柱並びにその支柱及び支線</td> <td>1本につき1年までごとに</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>鉄塔、変圧塔その他これらに類するもの及び公衆電話所</td> <td>1.7平方メートルまでごとに</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>地下埋設物</td> <td>1メートルまでごとに</td> <td>15円</td> </tr> <tr> <td>仮設工作物</td> <td>1平方メートルまでごとに</td> <td>5円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	電柱及び電話柱並びにその支柱及び支線	1本につき1年までごとに	1,500円	鉄塔、変圧塔その他これらに類するもの及び公衆電話所	1.7平方メートルまでごとに	1,500円	地下埋設物	1メートルまでごとに	15円	仮設工作物	1平方メートルまでごとに	5円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電柱及び電話柱並びにその支柱及び支線</td> <td>1本につき1年までごとに</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>鉄塔、変圧塔その他これらに類するもの及び公衆電話所</td> <td>1.7平方メートルまでごとに</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>地下埋設物</td> <td>1メートルまでごとに</td> <td>15円</td> </tr> <tr> <td>仮設工作物</td> <td>1平方メートルまでごとに</td> <td>5円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	電柱及び電話柱並びにその支柱及び支線	1本につき1年までごとに	1,500円	鉄塔、変圧塔その他これらに類するもの及び公衆電話所	1.7平方メートルまでごとに	1,500円	地下埋設物	1メートルまでごとに	15円	仮設工作物	1平方メートルまでごとに	5円
区分	単位	金額																													
電柱及び電話柱並びにその支柱及び支線	1本につき1年までごとに	1,500円																													
鉄塔、変圧塔その他これらに類するもの及び公衆電話所	1.7平方メートルまでごとに	1,500円																													
地下埋設物	1メートルまでごとに	15円																													
仮設工作物	1平方メートルまでごとに	5円																													
区分	単位	金額																													
電柱及び電話柱並びにその支柱及び支線	1本につき1年までごとに	1,500円																													
鉄塔、変圧塔その他これらに類するもの及び公衆電話所	1.7平方メートルまでごとに	1,500円																													
地下埋設物	1メートルまでごとに	15円																													
仮設工作物	1平方メートルまでごとに	5円																													

改正後			改正前		
	単位	金額		単位	金額
土石、竹木その他の工事用材料の置場	1平方メートルまでごとに	60円	土石、竹木その他の工事用材料の置場	1平方メートルまでごとに	60円
保育所その他社会福祉施設	1平方メートルまでごとに1月までごとに	150円			

(3) 第6条第1項各号に掲げる行為をする場合の使用料

区分	単位	金額
物品の販売	1人につき1日までごとに	300円
競技会、集会、展示会その他これらに類する催し	1時間までごとに	200円
募金その他これに類する行為	1人につき1日までごとに	300円
業として行う写真の撮影	写真機1台につき1日までごとに	90円
業として行う映画の撮影その他これに類する行為	1件につき1日までごとに	3,000円

(4) 照明設備を使用する場合の使用料 実費の範囲内で市長の定める額
別表第3 様

区分	単位	金額
物品の販売	1人につき1日までごとに	300円
競技会、集会、展示会その他これらに類する催し	1時間までごとに	200円
募金その他これに類する行為	1人につき1日までごとに	300円
業として行う写真の撮影	写真機1台につき1日までごとに	90円
業として行う映画の撮影その他これに類する行為	1件につき1日までごとに	3,000円

(4) 照明設備を使用する場合の使用料 実費の範囲内で市長の定める額
別表第3 様

議案第 122 号

盛岡市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

工場又は事業場の新規立地や設備投資を促進し、産業を振興するため、製造業等に係る工場又は事業場の敷地面積に対する緑地及び環境施設の面積の割合に関する基準の特例を適用する区域を追加しようとするものである。

2 改正の内容

工場又は事業場の敷地面積に対する緑地及び環境施設の面積の割合に関して工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）により定められている基準の特例を適用する区域のうち次に掲げる区域に、それぞれ次に定める区域を加える。（追加する区域の位置等は、別紙図面のとおり。）

- (1) 甲種区域 道明地区新産業等用地（第一事業区）
- (2) 乙種区域 盛岡南工場流通団地の一部

3 施行期日

公布の日

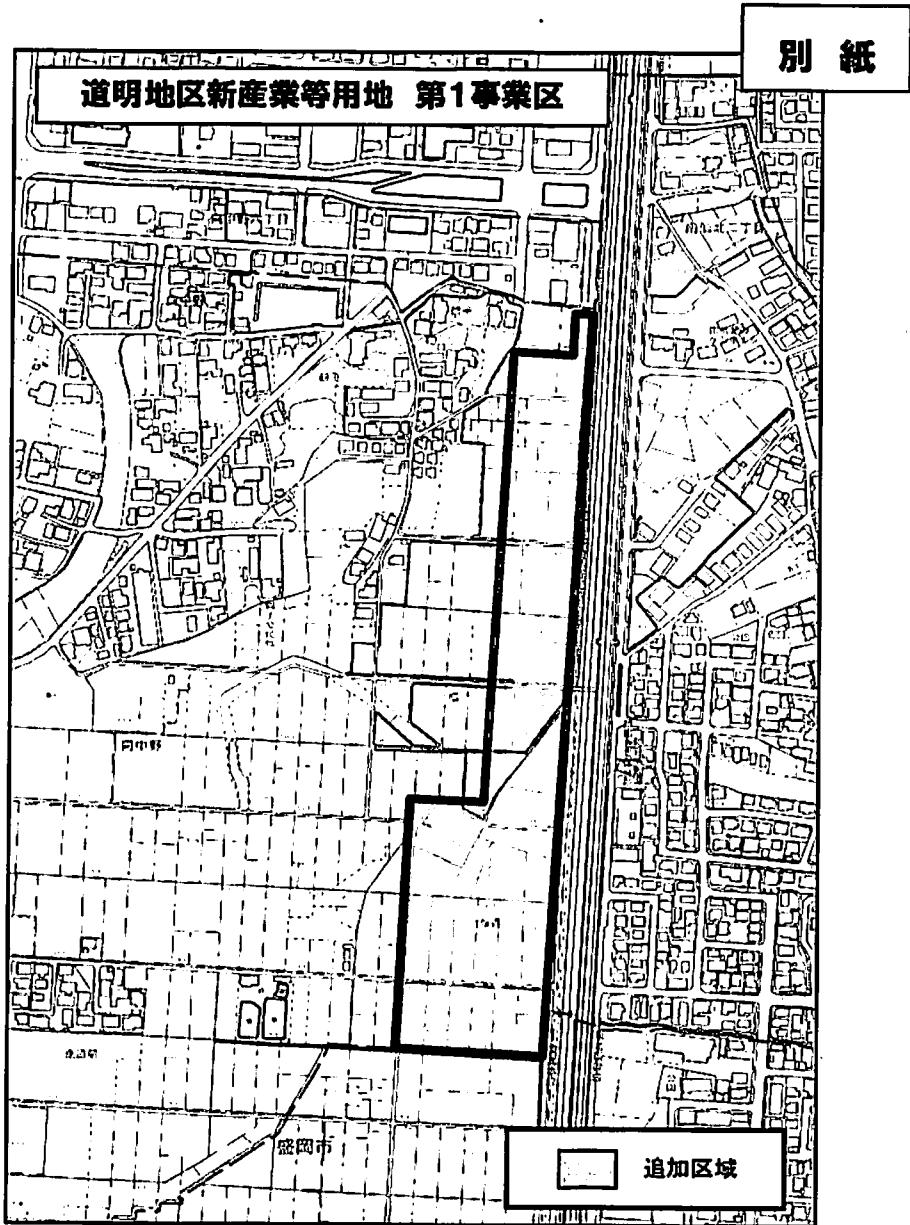
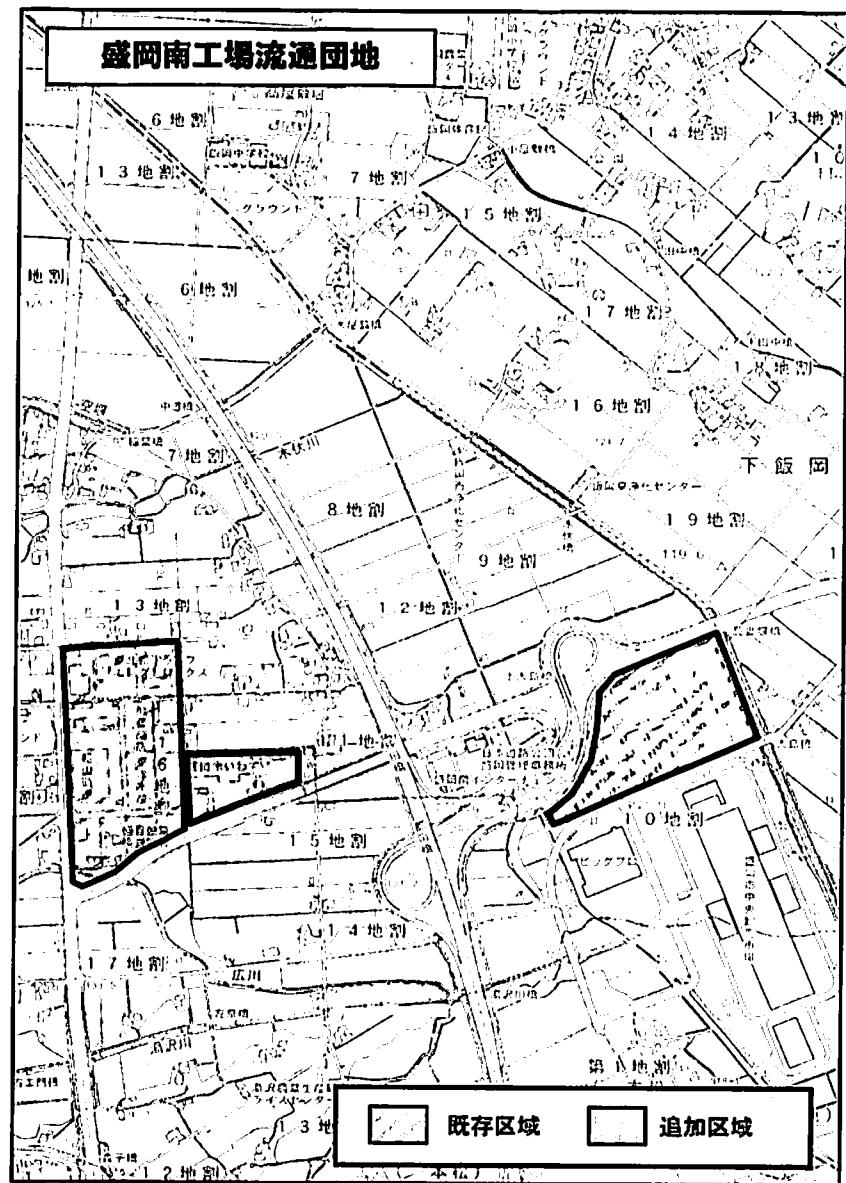
4 その他

区域ごとの緑地等の設置面積の特例は、次のとおり。

区分	敷地面積に対する割合	
	緑地	環境施設
甲種区域（準工業地域及びこれに類する地域）	15%以上	20%以上
乙種区域（工業地域、工業専用地域及びこれらに類する地域）	10%以上	15%以上

（参考）工場立地法に基づき定められている基準

区域の範囲	敷地面積に対する割合	
	緑地	環境施設
市全域	20%以上	25%以上



盛岡市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例
新旧対照表

改正後		改正前	
○盛岡市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例 平成29年12月22日条例第38号		○盛岡市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例 平成29年12月22日条例第38号	
改正			
令和元年 月 日条例第 号			
盛岡市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例		盛岡市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例	
第1条及び第2条 路 (区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合)		第1条及び第2条 路 (区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合)	
第3条 この条例を適用する区域及び当該区域の範囲並びに当該区域における緑地及び環境施設の面積のそれぞれの敷地面積に対する割合は、次表のとおりとする。		第3条 この条例を適用する区域及び当該区域の範囲並びに当該区域における緑地及び環境施設の面積のそれぞれの敷地面積に対する割合は、次表のとおりとする。	
区分	区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
		100分の15以上	100分の20以上
甲種 区域	青山二丁目、北飯岡一丁目、向 中野字東道明、字卯、字武子及び字 垣返並びに津村田6地割の区域の うち、法第9条第1項に規定する工 場立地特例対象区域として指定さ れた区域		
乙種 区域	川目町、上田字松屋敷及び字岩脇、 上飯岡1地割、羽場9地割、10地割 及び13地割、湯沢15地割及び16地	100分の10以上	100分の15以上

改正後		改正前	
剣、手代森5地割、好摩字上山及び 字芋田向、芋田字上芋田、字下芋田 及び字上武道、洪民字狐沢及び字岩 鼻並びに下田字生出の区域のうち、 法第9条第1項に規定する工場立 地特例対象区域として指定された 区域		剣、手代森5地割、好摩字上山及び 字芋田向、芋田字上芋田、字下芋田 及び字上武道、洪民字狐沢及び字岩 鼻並びに下田字生出の区域のうち、 法第9条第1項に規定する工場立 地特例対象区域として指定された 区域	
第4条 路 附 則 路 附 則 (令和元年条例第 号) この条例は、公布の日から施行する。		第4条 路 附 則 路	

議案第123号

盛岡市母子臨時児童扶養等資金及び父子臨時児童扶養資金の貸付けに係る償還の免除に関する条例について

1 制定の趣旨

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第15条第2項（同法第31条の6第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、必要な事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令の施行によって創設された母子臨時児童扶養等資金又は父子臨時児童扶養資金の貸付けを受けた者が、所得の状況等により、当該貸付金を償還することができないと認められるときは、当該貸付金の償還未済額の一部の償還を免除することができるものとする。

3 施行期日

公布の日

【参考】

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（抜粋）

（償還の免除）

第15条第2項

都道府県は、第十三条第一項第四号に掲げる資金のうち政令で定めるものの貸付けを受けた者が、所得の状況その他政令で定める事由により当該貸付金を償還することができなくなつたと認められるときは、条例で定めるところにより、当該貸付金の償還未済額の一部の償還を免除することができる。

議案第124号

盛岡市公民館条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

中央公民館の大規模改修に伴い、既存の室名及び使用料の額を改めるとともに、西部公民館の既存室の分割及び新たな貸室の設置をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 中央公民館の既存の室名及び使用料の額の変更

- ア 愛宕山老人福祉センターとの複合化により、創作展示室及び第1企画展示室を廃止する。
- イ 視聴覚教室の専用設備を撤去し、講義室と同様の使用形態とする。
- ウ リハーサル兼音楽室は、使用形態に合わせて名称を変更する。

改正前の名称	改正後の名称	面積	備考
創作展示室	—	138.51m ²	改修後は愛宕山老人福祉センターに移管する。
第1企画展示室	—	336.50m ²	
第2企画展示室	企画展示室	175.00m ²	使用料の額の変更なし
視聴覚教室	第3講義室	128.50m ²	構造・機能が類似する第2講義室の1時間・1m ² 当たりの単価で使用料の額を設定する。
リハーサル兼音楽室	音楽室	109.07m ²	本番前のリハーサルとしての使用がほとんどない。使用料の額の変更なし

【改定額】

区分	9時から正午まで		13時から17時まで		18時から21時まで	
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
第3講義室 (旧視聴覚教室)	3,500円	2,600円	4,700円	3,400円	3,500円	2,600円

(2) 西部公民館の既存室の分割及び新たな貸室の設置

- ア 中規模会議室の使用要望に応えるため、大会議室を2つに分割する。
- イ ボランティアルームの使用頻度が低いことから、一般貸出しを行う。

改正前の名称	改正後の名称	面積	備考
大会議室	第1会議室	137.12m ²	パーテーションで分割することができる。使用料の額は、現行額の面積按分で設定する。
	第2会議室	106.00m ²	

ボランティアル ーム	ミーティング ルーム	57.60m ²	構造・機能が類似する第2研修室の1時間・ 1m ² 当たりの単価で使用料の額を設定する。		
---------------	---------------	---------------------	--	--	--

【改定額】

区分	9時から正午まで		13時から17時まで		18時から21時まで	
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
第1会議室	3,900円	2,200円	5,200円	2,900円	3,900円	2,200円
第2会議室		1,700円		2,300円		1,700円
ミーティングルーム	—	1,300円	—	1,800円	—	1,300円

3 施行期日 令和2年4月1日

盛岡市公民館条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後							改正前						
○盛岡市公民館条例							○盛岡市公民館条例						
改正 略 <u>令和元年12月 日条例第 1号</u>							改正 略 昭和55年3月28日条例第21号						
盛岡市公民館条例							盛岡市公民館条例						
盛岡市公民館に関する条例（昭和35年条例第10号）の全部を改正する。							盛岡市公民館に関する条例（昭和35年条例第10号）の全部を改正する。						
第1条から第7条まで 路							第1条から第7条まで 路						
(使用料)							(使用料)						
第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。							第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。						
2 前項に定めるもののほか、附録の設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。							2 前項に定めるもののほか、附録の設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。						
3 使用料は、許可の際に徴収する。ただし、公民館の運営上特に必要があるものとして規則で定める使用料は、規則で定める日を期限として後納させることができる。							3 使用料は、許可の際に徴収する。ただし、公民館の運営上特に必要があるものとして規則で定める使用料は、規則で定める日を期限として後納させることができる。						
第8条の2から第20条まで 路							第8条の2から第20条まで 路						
附 則 略							附 則 略						
附 則（令和元年条例第 1号）													
この条例は、令和2年4月1日から施行する。													
別表（第8条関係）							別表（第8条関係）						
(1) 盛岡市中央公民館							(1) 盛岡市中央公民館						
区分	午前9時から	午後1時から	午後6時から	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	区分	午前9時から	午後1時から	午後6時から	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
本講堂	5,500円	7,300円	5,500円	12,800円	12,800円	18,300円	本講堂	5,500円	7,300円	5,500円	12,800円	12,800円	18,300円
館大会議室	3,100円	4,200円	3,100円	7,300円	7,300円	10,400円	館大会議室	3,100円	4,200円	3,100円	7,300円	7,300円	10,400円

改正後							改正前						
中会議室	1,600円	2,100円	1,600円	3,700円	3,700円	5,300円	中会議室	1,600円	2,100円	1,600円	3,700円	3,700円	5,300円
和室	3,500円	4,700円	3,500円	8,200円	8,200円	11,700円	和室	3,500円	4,700円	3,500円	8,200円	8,200円	11,700円
控室	800円	1,000円	800円	1,800円	1,800円	2,600円	控室	800円	1,000円	800円	1,800円	1,800円	2,600円
企画展示室	1,500円	2,000円	1,500円	3,500円	3,500円	5,000円	企画展示室	1,200円	1,600円	1,200円	2,800円	2,800円	4,000円
第1講義室	1,200円	1,600円	1,200円	2,800円	2,800円	4,000円	第1講義室	2,900円	3,800円	2,900円	6,700円	6,700円	9,600円
第2講義室	1,200円	1,600円	1,200円	2,800円	2,800円	4,000円	第2講義室	1,500円	2,000円	1,500円	3,500円	3,500円	5,000円
第3講義室	2,600円	3,400円	2,600円	6,000円	6,000円	8,600円	第3講義室	3,500円	4,700円	3,500円	8,200円	8,200円	11,700円
音楽室	1,600円	2,100円	1,600円	3,700円	3,700円	5,300円	音楽室	1,600円	2,100円	1,600円	3,700円	3,700円	5,300円
科学技術室	2,300円	3,100円	2,300円	5,400円	5,400円	7,700円	科学技術室	2,300円	3,100円	2,300円	5,400円	5,400円	7,700円
工作工芸室	2,700円	3,600円	2,700円	6,300円	6,300円	9,000円	工作工芸室	2,700円	3,600円	2,700円	6,300円	6,300円	9,000円
繪画実習室	2,300円	3,100円	2,300円	5,400円	5,400円	7,700円	繪画実習室	2,300円	3,100円	2,300円	5,400円	5,400円	7,700円
被服実習室	2,300円	3,100円	2,300円	5,400円	5,400円	7,700円	被服実習室	2,300円	3,100円	2,300円	5,400円	5,400円	7,700円
理研実習室	2,300円	3,100円	2,300円	5,400円	5,400円	7,700円	理研実習室	2,300円	3,100円	2,300円	5,400円	5,400円	7,700円
研修室	800円	1,000円	800円	1,800円	1,800円	2,600円	研修室	800円	1,000円	800円	1,800円	1,800円	2,600円
別 和室	800円	1,000円	800円	1,800円	1,800円	2,600円	別 和室	800円	1,000円	800円	1,800円	1,800円	2,600円
大広間	1,600円	2,100円	1,600円	3,700円	3,700円	5,300円	大広間	1,600円	2,100円	1,600円	3,700円	3,700円	5,300円
控室	800円	1,000円	800円	1,800円	1,800円	2,600円	控室	800円	1,000円	800円	1,800円	1,800円	2,600円
白芳亭	800円	1,000円	—	1,800円	—	—	白芳亭	800円	1,000円	—	1,800円	—	—
愛宕亭	1,200円	1,600円	—	2,800円	—	—	愛宕亭	1,200円	1,600円	—	2,800円	—	—
聖風閣	1,700円	2,300円	—	4,000円	—	—	聖風閣	1,700円	2,300円	—	4,000円	—	—
偏奇							偏奇						
1. 冷暖房（白芳亭、愛宕亭及び聖風閣にあっては、暖房）を使用							1. 冷暖房（白芳亭、愛宕亭及び聖風閣にあっては、暖房）を使用						

改正後							改正前						
する期間においては、表に掲げる額の3割に相当する額を冷房料又は暖房料として徴収する。							する期間においては、表に掲げる額の3割に相当する額を冷房料又は暖房料として徴収する。						
2 専ら準備又は練習のために講堂の舞台のみを使用するときの使用料の額は、表に掲げる額の5割に相当する額とする。							2 専ら準備又は練習のために講堂の舞台のみを使用するときの使用料の額は、表に掲げる額の5割に相当する額とする。						
(2)から(4)まで 略							(2)から(4)まで 略						
(5) 盛岡市西部公民館							(5) 盛岡市西部公民館						
ア プレーホール等の使用料							ア プレーホール等の使用料						
区分	午前 9時 から正午 まで	午後 1時 から午後 5時まで	午後 6時 から午後 9時まで	午前 9時 から午後 5時まで	午後 1時 から午後 9時まで	午前 9時 から午後 9時まで	区分	午前 9時 から正午 まで	午後 1時 から午後 5時まで	午後 6時 から午後 9時まで	午前 9時 から午後 5時まで	午後 1時 から午後 9時まで	午前 9時 から午後 9時まで
プレーホール	2,000円	2,600円	2,000円	4,600円	4,600円	6,600円	プレーホール	2,000円	2,600円	2,000円	4,600円	4,600円	6,600円
視聴覚室	1,600円	2,100円	1,600円	3,700円	3,700円	5,300円	視聴覚室	1,600円	2,100円	1,600円	3,700円	3,700円	5,300円
第1研修室	2,000円	2,600円	2,000円	4,600円	4,600円	6,600円	第1研修室	2,000円	2,600円	2,000円	4,600円	4,600円	6,600円
第2研修室	1,600円	2,100円	1,600円	3,700円	3,700円	5,300円	第2研修室	1,600円	2,100円	1,600円	3,700円	3,700円	5,300円
第1会議室	2,200円	2,900円	2,200円	5,100円	5,100円	7,300円	大会議室	3,900円	5,200円	3,900円	9,100円	9,100円	13,000円
第2会議室	1,700円	2,300円	1,700円	4,000円	4,000円	5,700円							
小会議室	1,600円	2,100円	1,600円	3,700円	3,700円	5,300円	小会議室	1,600円	2,100円	1,600円	3,700円	3,700円	5,300円
調理実習室	2,300円	3,100円	2,300円	5,400円	5,400円	7,700円	調理実習室	2,300円	3,100円	2,300円	5,400円	5,400円	7,700円
第1和室	1,200円	1,600円	1,200円	2,800円	2,800円	4,000円	第1和室	1,200円	1,600円	1,200円	2,800円	2,800円	4,000円
第2和室	1,200円	1,600円	1,200円	2,800円	2,800円	4,000円	第2和室	1,200円	1,600円	1,200円	2,800円	2,800円	4,000円
音楽室	2,000円	2,600円	2,000円	4,600円	4,600円	6,600円	音楽室	2,000円	2,600円	2,000円	4,600円	4,600円	6,600円

改正後							改正前							
美術工芸室							美術工芸室							
ミーティングルーム	2,300円	3,100円	2,300円	5,400円	5,400円	7,700円								
備考														
1 冷暖房を使用する期間においては、この表に掲げる額の3割に相当する額を冷房料又は暖房料として徴収する。							1 冷暖房を使用する期間においては、この表に掲げる額の3割に相当する額を冷房料又は暖房料として徴収する。							
2 専ら準備又は練習のためにプレーホールの舞台のみを使用するときの使用料の額は、この表に掲げる額の5割に相当する額とする。							2 専ら準備又は練習のためにプレーホールの舞台のみを使用するときの使用料の額は、この表に掲げる額の5割に相当する額とする。							
イ トレーニングルームの使用料							イ トレーニングルームの使用料							
区分	普通使用（1回につき）			回数使用（6回につき）			区分	普通使用（1回につき）			回数使用（6回につき）			
一般				300円			一般				1,500円			
高等学校生徒				200円			高等学校生徒				1,000円			
(6)から(14)まで 略								(6)から(14)まで 略						

議案第 125 号

盛岡市立学校に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

生徒のより良い教育環境を確保するため、盛岡市小中学校適正配置基本計画に基づき、複式学級解消の対象校である繋中学校を廃止しようとするものである。

2 改正の内容

第3条の表から次の中学校の項を削る。

名称	位置
盛岡市立繋中学校	盛岡市繋字館市 114番地1

3 施行期日

令和2年4月1日

4 その他

廃止する繋中学校の学区は、大宮中学校の学区とする。

※ 生徒数の推移（繋中学校の学区）

年度	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
生徒数	19人	16人	13人	7人	9人 (中1:5人 中2:0人 中3:4人)

盛岡市立学校に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市立学校に関する条例 昭和39年3月30日条例第46号 改正 略 <u>令和元年 月 日条例第 号</u>	○盛岡市立学校に関する条例 昭和39年3月30日条例第46号 改正 略
盛岡市立学校に関する条例 第1条及び第2条 略 (中学校)	盛岡市立学校に関する条例 第1条及び第2条 略 (中学校)
第3条 中学校を次表のとおり設置する。	第3条 中学校を次表のとおり設置する。
名称	位置
盛岡市立下桜中学校	盛岡市馬場町1番1号
盛岡市立下小路中学校	盛岡市愛宕町1番1号
盛岡市立駒川中学校	盛岡市寄山二丁目7番1号
盛岡市立上田中学校	盛岡市上田二丁目1番1号
盛岡市立河南中学校	盛岡市茶畠二丁目17番1号
盛岡市立仙北中学校	盛岡市仙北三丁目18番1号
盛岡市立米内中学校	盛岡市桜台二丁目19番1号
盛岡市立土潤中学校	盛岡市土潤字福2番地3
盛岡市立黒石野中学校	盛岡市黒石野三丁目15番1号
盛岡市立黒石野中学校	盛岡市駒川二丁目3番1号
北杜分校	
盛岡市立城西中学校	盛岡市城西町4番1号
盛岡市立城東中学校	盛岡市東新庄一丁目30番1号
盛岡市立大宮中学校	盛岡市本宮字大宮5番地1
盛岡市立北陵中学校	流沢市穴口419番地
盛岡市立松園中学校	盛岡市東松園二丁目14番1号
盛岡市立見前中学校	盛岡市津志田14地割34番地
盛岡市立飯岡中学校	盛岡市下飯岡6地割51番地1
盛岡市立乙部中学校	盛岡市黒川21地割51番地
盛岡市立見前南中学校	盛岡市西見前16地割73番地
盛岡市立北松園中学校	盛岡市北松園四丁目34番1号
盛岡市立玉山中学校	盛岡市日戸字鷹高39番地2
盛岡市立渋民中学校	盛岡市下田字下田106番地
盛岡市立巣塙中学校	盛岡市好摩字夏間木70番地1

改正後	改正前
盛岡市立松園中学校	盛岡市東松園二丁目14番1号
盛岡市立見前中学校	盛岡市津志田14地割34番地
盛岡市立飯岡中学校	盛岡市下飯岡6地割51番地1
盛岡市立乙部中学校	盛岡市黒川21地割51番地
盛岡市立見前南中学校	盛岡市西見前16地割73番地
盛岡市立北松園中学校	盛岡市北松園四丁目34番1号
盛岡市立玉山中学校	盛岡市日戸字鷹高39番地2
盛岡市立渋民中学校	盛岡市下田字下田106番地
盛岡市立巣塙中学校	盛岡市好摩字夏間木70番地1
第4条から第6条まで 略 附 則 附 則(令和元年条例第 号) この条例は、令和2年4月1日から施行する。	第4条から第6条まで 略 附 則